

上郡町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成 28 年 9 月〔改訂〕

上郡町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7～8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策を講じてきました。

これまで実施した通学路安全点検を一過性のものとせず、今後も引き続き、通学路の安全対策の更なる推進のため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取り組みについて、「上郡町通学路交通安全プログラム」として整理し、本町通学路安全推進会議を中心に児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

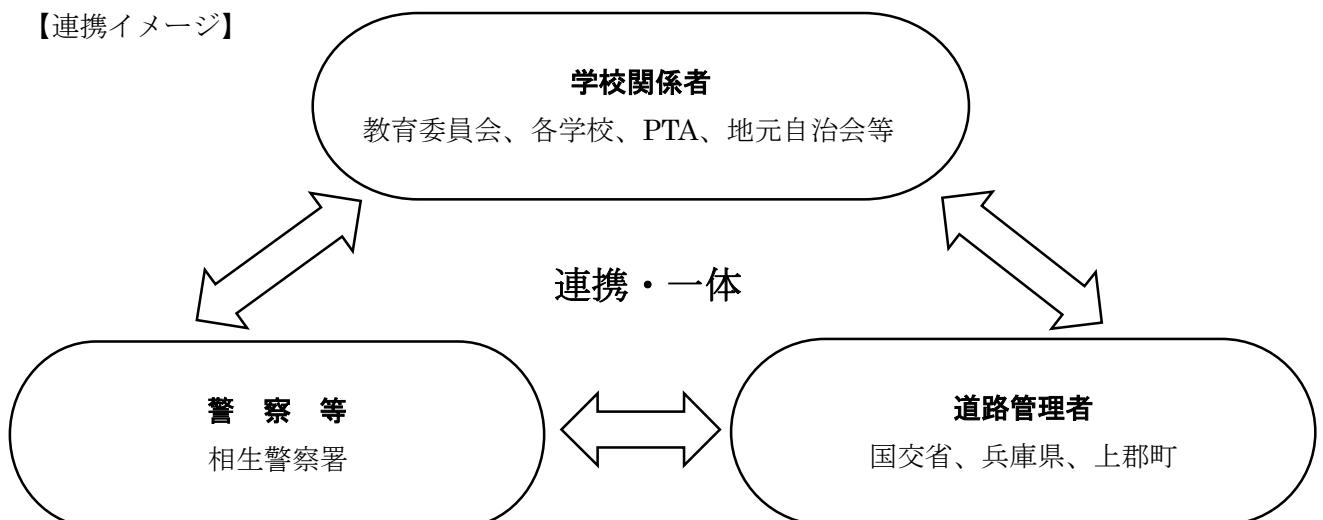
関係機関の連携を図るため、以下の代表者をメンバーとする「上郡町通学路安全推進会議」を設置します。本プログラムは、この会議で議論し、策定するものとします。

【上郡町通学路安全推進会議構成メンバー】

機関・団体名	主な役割	備考
上郡町教育委員会	児童生徒への指導・教育	学校関係者
上郡町小学校3校 ※上郡中学校 ※上郡高等学校		
赤穂郡連合PTA		
相生警察署 交通課		
国交省 姫路河川国道事務所	道路施設に関する全般 (施設の整備・維持等)	道路管理者 (国道)
兵庫県光都土木事務所		道路管理者 (県道)
上郡町建設課		道路管理者 (町道)

※上郡中学校及び上郡高等学校は、緊急性を要する場合。

【連携イメージ】

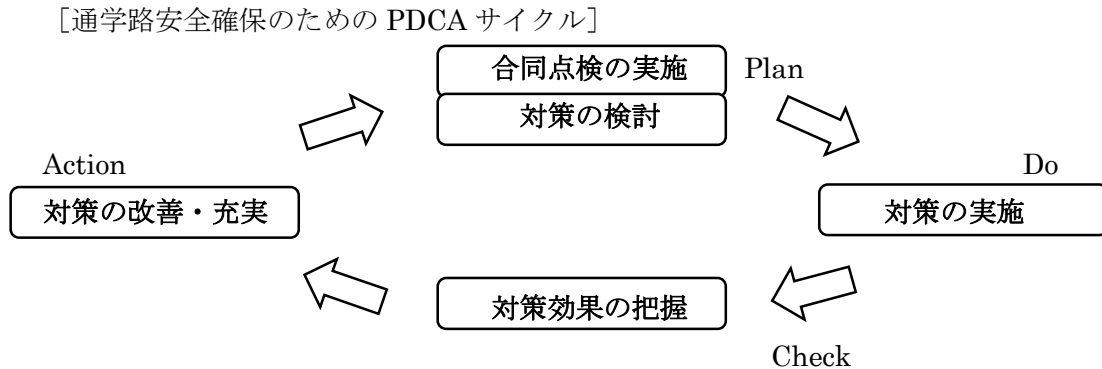


3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、**合同点検**を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・町内の3小学校において、それぞれ3年に1回、合同点検を実施します。
 - ※3校の内毎年1校で実施。実施外校でも緊急性を要する箇所は点検を実施。
 - ※中学校及び高等学校においても、緊急性を要する場合は実施する。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。
- ・中長期的な対応が必要な箇所（歩道のセミフラット化や道路改良、信号機設置等）については、次年度の予算の計上や地元調整など整備に向けた計画を進め、対策の実施に向け取り組み、その進捗については、通学路安全推進会議にて報告いたします。
- ・指導、監視等の対策としては、必要に応じて保護者への見守りの依頼や教員による登下校時の街頭指導などを実施する。また、警察等による交通安全教室の開催や危険箇所での街頭指導などを行う。

(5) 対策効果の把握 (Check)

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・自治会や近隣住民への聞き取り等の確認
- ・通学時間帯の状況確認

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を教育委員会や警察、道路管理者等が協議しながら作成し、公表します。

【別添資料】

- ・通学路交通安全プログラム フロー図
- ・別添1 対策一覧表

通学路交通安全プログラム フロー図

